

## 農機具共済の消耗部品と損害の額を削減する割合の変更について

令和6年4月の引受から消耗部品と損害の額を削減する割合が次のとおり変更となりました。

なお、これに伴い「農機具損害（更新）共済約款」が変更になります。

1 次の2点の部品は消耗部品として取り扱うことになります。

- ①ソレノイドバルブ
- ②セルモーター

<参考>約款第5条第1項（9）消耗部品

オイル（エンジン、ミッション、油圧、HST、ブレーキ等）、グリス、ラジエータの不凍液、ウォーターポンプ、バッテリー、バッテリー液、タイヤ、チューブ、ベルト類（Vベルト、搬送、駆動、かき込み（突起付き）ベルト等）、ゴムホース、素材が金属でないパイプ類（燃料パイプ、ラジエータホース、油圧ホース等）、クリーナー（エアー、オイル等）、フィルター、エレメント、ストレーナ類、ヒューズ（ヒュージブルリンク含む。）、電球類、爪（耕耘爪、植付爪）、タイン（レーキ、ヘーベーラー等）、ソレノイドバルブ、セルモーター

※消耗部品に生じた損害については災害共済金をお支払いいたしません。

2 次の2点において削減割合が変更（追加）になります。

- ①ジョイント類 30%（追加）
- ②クローラ 50%（変更）

<参考>約款第7条第4項表3

損害の額を削減する部位又は部品	削減割合
コントロールボックス、コンピュータ、センサー類	30%
ジョイント類	30%
アイドラー等走行部	40%
刈刃、受刃、ナイフ類等	40%
クローラ	50%